

令和2年5月27日

保育園等の保護者の皆様へ

伊那市長 白鳥 孝

伊那市内の保育園等における登園自粛要請期間の終了について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に御理解と御協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年3月2日（月）から令和2年5月31日（日）までの間の保育園及び認定こども園等の登園自粛を要請してまいりましたが、緊急事態宣言が解除され、県内の状況も比較的安定していることから、期間の延長はせず、令和2年6月1日（月）から感染防止のための新しい生活様式を取り入れながら、通常の保育を再開することとします。

なお、登園自粛要請の終了に伴い、6月以降の保育料は登園自粛による日割計算の対象となりませんので御了承ください。

1 通常登園の再開に当たっての留意点について

保育園等では、集団活動であることから完全な3蜜の解消は難しい面がありますが、実施方法や規模等の工夫により感染リスクの低減に努めます。園児やその御家庭におかれましても、感染防止のための「新しい生活様式」の取組みとして次のとおり御協力をお願いします。

- (1) 登園前には園児の検温を実施してください。
- (2) 発熱や呼吸器症状があり、感染性と思われる場合は登園を控えてください。
また、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えてください。
- (3) 2週間以内に海外又は緊急事態措置区域に滞在歴のある御家庭や、感染者との濃厚接触者のいる御家庭の園児は、一定期間の自宅待機による健康観察を要請します。

2 保育園等で感染症が発生した場合の対応

- (1) 園児や職員が罹患した施設は、直ちに休園とし、他の施設も保育の縮小や休止とします。（一定期間の自宅待機による健康観察を要請）
- (2) 市内及び周辺地域の感染拡大状況によっては、保育の縮小や休園することがあります。

伊那市保健福祉部子育て支援課
電話 78-4111 内線 (2324~2326)